

安城市建設工事総合評価競争入札（簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号。以下「規則」という。）の規定に基づき安城市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を簡易型で試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（検討委員会）

第2条 総合評価競争入札（簡易型）を試行するために必要な審査等をするために、安城市総合評価競争入札検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（対象工事）

第3条 市長は、総合評価競争入札（簡易型）の対象とする工事を選定するときは、条件付き一般競争入札に該当する工事のうち、入札者が提示する簡易な施工計画に関する提案、企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められるものの中から安城市入札審査事務取扱要綱（平成2年9月25日施行）第2条に規定する安城市入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮った上で決定するものとする。

2 総合評価競争入札方式（簡易型）の対象とする工事の選定に関しては、審査委員会に諮る前に、あらかじめ検討委員会において審査等を行うものとする。

（入札についての公告事項）

第4条 市長は、総合評価競争入札（簡易型）を実施しようとするときは、規則第8条に規定する公告事項のほか、次の事項について公告するものとする。

（1）総合評価競争入札（簡易型）を行う旨

（2）落札者決定基準

（落札者決定基準）

第5条 市長は、落札者決定基準を審査委員会に諮った上で決定する。

2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法及び落札者決定の方法その

他必要な事項を定めるものとする。

- 3 落札者決定基準の決定に関しては、審査委員会に諮る前に検討委員会において審査等を行う。

(学識経験者への意見聴取)

第6条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴くものとする。

(評価項目等)

第7条 評価項目は次に掲げるものとする

- (1) 入札者が提示する簡易な施工計画に関する提案
- (2) 企業の技術力に関する事項
- (3) 配置予定技術者の能力に関する事項
- (4) 地域精通度及び地域貢献度
- (5) その他、必要と認められるもの

- 2 各評価項目間ごとの得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価値の決定)

第8条 市長は、入札参加資格を満たしている場合に得られる点(以下「標準点」という。)及び評価項目に対する技術提案として提出された資料を審査のうえ算定した点(以下「加算点」という。)を使用し、次の算式により評価値を算定し、決定するものとする。ただし、入札参加者の入札価格が安城市建設工事低入札価格調査試行要領第2条第3号に規定する低入札調査基準価格を下回る場合は、評価値の算出式において入札価格を低入札調査基準価格に置き換えて評価値を算定する。

評価点 = 標準点 + 加算点

評価値 = 評価点 / 入札価格 (入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合、低入札調査基準価格)

(落札者決定の方法)

第9条 市長は、入札参加資格を全て満たしている者のうち最も評価値の高い者を落札者と決定する。

2 最も評価値の高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(準用)

第10条 この要領に規定のない事項は、安城市条件付き一般競争入札実施要綱の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年3月23日から施行する。

2 この要領の規定は、施行日以後に入札公告する建設工事から適用し、同日前に入札公告する建設工事については、なお従前の例による。